

保育所『落選狙い』抑止、育休給付の審査厳しく

現行の育児休業給付は、原則子どもが1歳になるまで受給できます。ただ、保育所に落選した場合は最大2歳までの延長が可能です。

延長の際に必要なのが、自治体が発行する保育所の入所希望に対する不承諾通知書(保留通知書)なのですが、育児給付金の受給を延長したい親がわざと抽選倍率の高い保育所を希望する『落選狙い』の申請をしているケースが相次いでいるとのことでした。

厚生省はこうした状況を踏まえ、保育所への申込日や入所希望日、保育所名などを本人に記入させる申告書の提出を求め、その内容が疑わしいときは、市町村に事実確認をするとのこと、早ければ今年中には改正予定ですが、一定の周知期間は設けるとのことです。

各家庭で様々な事情はあることと存じますが、復職したくない・給付金をもっと長く受給したいという理由で、落選をわざと希望するのであれば、給付金の本来の趣旨に反することになり、また、本当に保育が必要な人にも影響が出てしまうので、審査が厳しくなることは致し方ないとも思いますが、そもそも「原則1歳まで」という制度について期間が短すぎるのでは？と個人的には感じております。皆様はどのように感じられましたでしょうか。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。